

生田中学校区避難所運営会議救護班の任務と活動

1. 救護班の対象者は避難者のうち負傷者、罹病者、要介護者、障害者、妊産婦乳児並びに それら同伴者とする。
2. 原則として下記対象者は それぞれ創作センター内の隔離した部屋に、福祉的配慮をもって収容する。
①負傷者 ②伝染性罹病者 ③その他の罹病者 ④妊産婦、乳児
⑤要介護者、身体障害者
3. 平常時の任務と活動
 - (1) 応急的処置方法の訓練・啓発について関係自治会・自主防災組織と連携する。
 - ①各自治会での防災訓練時に合わせて、応急処置方法を習得する。
 - ②各自治会内の医療関係者の有無を把握する。
 - ③応急的処置の範囲は次の通りとする。
 - ・切り傷…水洗い後、備蓄の消毒薬で消毒後、滅菌ガーゼで保護する。
 - ・打撲傷…患部を冷やし安静にする。
 - ・骨折…板などを使用し三角巾等で固定し、その後の処置は医師に任せる。
 - ・発熱…持病・アレルギーのある方も多いため、医師に任せる。
 - ④上記③を前提に救急用品医薬品を備蓄する。
 - ・使い捨てマスク・使い捨てビニール手袋・傷用消毒薬・滅菌済みガーゼ
 - ・包帯・三角巾・救急絆創膏・ガーゼ包帯固定用絆創膏・打撲用冷湿布
 - ・発熱用冷却ジェルシート・ホッカイロ・ハサミ・体温計・箱ティッシュ
 - ・除菌ウェットシート・手指用消毒液・傷口洗浄用水等上記の物を段ボールにまとめ、「救護班・救急用品医薬品」と表示し備蓄倉庫に保管する。
 - ⑤被災時に正確な治療が受けられるよう、自助努力を促すべく啓蒙活動を行う。
 - ・自宅では常備薬を常に身近な場所に置く。
電話機など、目につきやすい場所に、緊急連絡先・かかりつけの病院
ケアマネジャー、介護サービス先等の連絡先・常備薬の一覧表を
まとめて置いておく。非常持ち出し鞆にも同様とする。
 - ・外出時には、保険証関係・診察券・お薬手帳・常備薬・緊急連絡先
かかりつけの病院等の記録(またはコピー)を携帯する。
*お薬手帳には、病名・薬食物アレルギー等も記入しておく。
 - (2) 避難者に対し衛生管理知識の指導を行う。
 - ①班員は指導に必要な衛生管理知識を習得する。
 - ②特に風邪等、伝染病患者収容につき次の対応を行う。
 - ・班員は感染防止のため、マスク・手袋を着用する。
 - ・伝染病患者は他への感染を防ぐため、隔離した部屋に収容する。
その場合の付添は1名とする。
2. 震災時の任務と活動
 - (1) 班員は、避難所運営本部(創作センター2F 会議室)に集合する。

- (2) ボランティアを含め救護班の編成を行う。必要の場合、ボランティア班に対し人員要求する。
- (3) 対象者の受付並びに応急救護場所は創作センター交流の広場とし、ここを救護班の拠点とする。
- (4) 机、椅子、傷病者リストを準備し創作センター入口に救護班受付を設置する。
- (5) 食料物資班が管理する備蓄倉庫から、「救護班・救急用品医薬品」のひ段ボール箱・毛布・床用段ボール・ブルーシート・紙おむつ(大人用・乳児用)・文房具等の出庫を受け、応急救護場所に配置する。
- (6) エントランスの長椅子を応急救護場所に設置しベッドの代用とする。
汚れを防ぐために、ブルーシート等をかけて使用する。
- (7) 対象者を収容する各部屋の安全を確認し使用できるように準備する。
- (8) 環境衛生班に協力して、トイレを使用できる状態にする。
- (9) 総務に協力して、案内板を設置する。
- (10) 準備が完了したら手を消毒して、マスク・ビニール手袋を着用する。
- (11) 班員2名は避難所受付(体育館入口前)に移動し、避難所受付を済ませた対象者を救護班受付に誘導する。
- (12) 対象者は救護班受付後、救護班の管理対象となる。
- (13) 負傷者は応急救護場所にて治療後、指定した部屋に収容する。
- (14) 病人・要介護者・妊婦・乳児・身体障害者とその付添を創作センター内の定められた部屋へそれぞれ収容する。
- (15) 授乳室は特別創作センター1Fプレイルームとする。
- (16) 重傷者は、救急車または医療機関に連絡すると同時に、総務班と連絡をとり避難所内に医療関係者がいれば応援を依頼する。医療関係者に引き継ぐまでは、救護班で可能な治療をして見守る。
- (17) 人手が足りない場合、介助者・介護者・傾聴ボランティアが必要な場合は、総務班またはボランティア班に連絡し、応援を依頼する。
- (18) 傷病者リストについては、必ず移動先まで記録に残すこと。

以上